gremz,Inc.
最終更新日：2015年7月10日
株式会社グリムス
代表取締役社長　田中　政臣
問合せ先：経営企画部長　阿部　嘉雄
証券コード：3150
http://www.gremz.co.jp/index.html

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性、効率性、迅速性を常に意識し、継続的な企業価値の向上及び株主をはじめとした全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を実現するために、取締役会及び監査役会を軸としてコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスコードの全ての基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
田中　政臣	2,002,000	51.57
株式会社エナリス	388,200	10.00
那須　慎一	169,000	4.35
石垣　康治	129,000	3.32
株式会社SBI証券	38,600	0.99
グリムス従業員持株会	29,600	0.76
三浦　幹之	26,600	0.69
日本証券金融株式会社	25,200	0.65
尾崎　成彦	25,000	0.64
古園　敦	20,800	0.54

支配株主（親会社を除く）の有無	田中　政臣
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、その決議をもって少数株主の利益を害することのないように適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の創業者である田中政臣は、当社の議決権の過半数を所有する支配株主であります。当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定いたします。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
硲　光司	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
硲　光司		―――	金融機関での経営企画、業務推進、与信判断業務に加えて、経営に関する経験が豊富であり、これまでの経験を当社の経営に活かしていただくため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の監査役は会計監査人との情報交換を随時行うなど、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。また、内部監査室と監査計画及び監査結果について緊密に意見交換を行っており、内部統制・コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
手塚　博水	他の会社の出身者													
西本　昌道	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
手塚　博水		―――	金融機関での与信判断業務や、官庁・監査法人での業務経験など、経営や財務会計に関する知見を有していることから、監査機能及び役割を果たせるものと判断したため。
西本　昌道	○	―――	経営者としての豊富な知識と実務経験を以て、当社経営全般にその経験を活かせるものと考えるため。また、会社から独立した立場にあり、 一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社役職員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

意欲や士気の向上及び当社の企業価値の向上に資するため、ストックオプションの付与を行っております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第10期（平成27年３月期）における当社の取締役に対する役員報酬の内容は以下のとおりであります。
社内取締役に支払った報酬 70,275千円
社外取締役に支払った報酬 2,400千円
計 72,675千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に専属のスタッフは配属されておりませんが、経営企画部が取締役会の開催などに関する事前の資料配布や場合によっては事前説明などを行い、円滑に取締役会に臨めるためのサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（現状の体制の概要）
A. 会社の機関の基本説明当社は、取締役会設置会社、監査役会設置会社であり、取締役会と監査役会により、業務執行の監督及び監視を行っております。当社の取締役会は、取締役５名及び社外取締役１名の計６名で構成されており、定時取締役会を毎月１回及び臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。当社取締役会規程に基づき、監査役出席のもと、業務執行に関する経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督し、意思決定の健全性・透明性・効率性・迅速性の確保に努めております。また、常勤取締役及び代表取締役が指名する子会社代表取締役により原則毎週1回執行会議を開催し、業務執行に意思決定を行い、意思決定の効率化・迅速化を図っております。一方、監査役会は常勤監査役(社外)１名、非常勤監査役１名及び非常勤監査役(社外)1名の計３名で構成されており、定時監査役会を毎月１回開催しており、必要に応じて臨時監査役会を開催することになっております。監査役会は監査役会規程に基づき、取締役の職務執行を監査しておりります。
取締役会及び執行会議において、会社の経営上の意思決定がなされると、各部門に対し業務執行の指示が出され、各部門では必要に応じ他の部門と連携を取りながら業務を執行する体制としております。
また、会社の経営方針に則った業務報告とこれらに関する重要な情報の収集・分析、部門間の情報共有、更には事業計画、事業全体に関わる方針や各部門において抱える課題で組織横断的に協議すべき事項について、代表取締役及び決裁権限基準に基づく決裁者の意思決定に資するために、グループ各社の取締役・各部門長・代表取締役の指名する社員、及びオブザーバーとして出席する監査役及び内部監査室で構成される役員・部長連絡会を設置しており、原則毎週１回会議を実施しております。
B. 内部監査及び監査役監査の状況
(a)内部監査
経営の効率性・適法性・健全性の確保を目的に社内に社長直属の内部監査室を置いております。内部監査の仕組みについては、内部監査室が監査役や会計監査人と連携を取りながら、年度内部監査計画書により各部門へのヒアリング・実地調査を行い、内部統制・コンプライアンス等の実効性と効率性の向上に努めております。
(b)監査役
当社は、監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役(社外)1名、非常勤監査役1名及び非常勤監査役(社外)1名で構成されております。当社の監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役会及び執行会議をはじめとした重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、各部門へのヒアリングを行うとともに、内部監査室や会計監査人との情報交換を随時行うなど、連携を密にして監査の実効性と効率性の向上を目指しております。
C. 会計監査の状況
当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結しており、監査計画書に基づき適正な監査を受けております。
（監査役の機能強化に向けた取組状況）
「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の【監査役関係】の項に記載のとおりであります。
（社外取締役に関する事項）
社外取締役である硲光司氏は、これまでの豊富なビジネス・経営経験を生かし、取締役会にて積極的な発言をすることで経営に対する監督機能の強化や経営の客観性・中立性を高める役割を担っております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役2名による監査の実施を行っており、また社外取締役1名による中立性の高い取締役会運営を行っております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は充分に確保されていると考えており、現在の体制が当社にとって最適であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的に説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社子会社であります（株）グリムスソーラーにおいてCO2削減等の環境負荷削減に資する商品を販売しております。また、ブログパーツ型環境貢献サイトである「グリムス(gremz)」を運営し、環境意識の高いブログユーザーとともに環境問題の意識向上・取り組み拡大・植林に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下の内容にて、取締役会にて承認を得ております。
A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、コンプライアンス規程を制定し厳格に運用する。代表取締役はコンプライアンス全体に関する統括責任者を任命し、人事総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたるとともに、全役職員に周知徹底させる。
(2)内部監査室は、コンプライアンス体制並びに法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会及び監査役会に報告する。
(3)取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
(4)監査役会は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。
B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体により記録の上、適切に管理・保存する。
(2)取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。
C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)代表取締役社長は、リスク管理委員会の委員長となり、各部門責任者とともに、リスク管理規程の見直しを含めたリスク管理体制の整備・充実を図る。
(2)内部監査人は、各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
(3)取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役は、取締役の職務の効率性に関しての統括責任者を任命し、中期利益計画及び年度予算に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。
(2)各部門担当取締役は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
(3)統括責任者は、各部門担当取締役に、その業務執行状況を取締役会において定期的に報告させ、効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていく。
E. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社はグループ全体に適用される共通の企業行動指針を定めるとともに、関係会社管理規定を定めて、これらを厳格に運用することでグループ全体での内部統制の徹底を図る。
(2)当社の常勤監査役は子会社の監査役を兼務し、また当社の内部監査室は子会社の内部監査も併せて実施することで当社グループ全体の業務の適正を確保する。
F. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
G. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
(1)取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
(2)監査役は、取締役及び使用人が定時もしくは臨時に監査役へ報告すべき事項を定める。
(3)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役へ報告する。
(4)監査役会への報告は常勤監査役への報告をもって行う。
H. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役は、取締役会、執行会議、役員・部長連絡会・その他監査役が重要と認める会議に出席する。
(2)監査役は、決裁書、社内情報システム、その他監査役が重要と認める報告書等の文書を随時に閲覧する。
(3)監査役は、毎月１回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的及び必要に応じて臨時に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、不当な要求に対しては断固として社会的正義を貫くことを定めております。また、反社会的勢力への対応方法等を定め、社内への啓蒙活動を進めております。さらに、警察、弁護士等の外部専門機関と日頃から連絡を取り、連携を深めるほか、「特殊暴力防止対策連絡協議会」に加盟し、反社会的勢力への対応に関する指導を仰いでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の業務執行・監査・内部統制の概要は以下のとおりであります。

